

全国健康保険協会広島支部加入者等への運動に関する協力事業者の募集について

全国健康保険協会広島支部（以下、「広島支部」。）加入者（被保険者・被扶養者）並びに「ひろしま企業健康宣言事業所」への運動に関するサービス提供にご協力いただける企業を募集いたします。詳しくは以下をご覧ください、ご応募をお願いいたします。

【公募事業の名称】

広島支部加入者（被保険者・被扶養者）並びに「ひろしま企業健康宣言事業所」への運動を通じた健康増進サービスの提供事業

【協力事業者の応募要件】

- ・応募様式または添付書類に虚偽の記載がないことを認められる者であること。
- ・経営の状況または信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- ・当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- ・全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中ではないこと。
- ・直近1年間について、健康保険料及び厚生年金保険料の未納がない者であること。
（直近1年間の社会保険料及び厚生年金保険料納入証明書の添付を要する。）
- ・全国健康保険協会から損害賠償請求を受けていない者であること。
- ・全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
（別添「全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条について」を参照。）

【提出資料】

- ・全国健康保険協会広島支部加入者等への運動に関する協力事業者応募申請書
- ・業務実施計画書
- ・直近1年間の社会保険料及び厚生年金納入証明書
- ・会社概要及び営業内容がわかるパンフレット

【事業者の選定】

採用する事業者にあたっては、広島支部での選定を経て決定します。

【応募方法】

下記担当あて提出資料を郵送してください（提出資料は返却いたしません）。

【応募の無効】

応募の要件を満たさない者、その他応募要件に違反した者の応募は無効とします。

【事業内容】

「令和 5 年度運動に関するサービス提供事業 実施要領」をご確認ください。

【注意点】

- ・本業務に関する協会けんぽからの委託料の支払はありません。
- ・応募いただいたサービスの内容を確認するため、協会けんぽより訪問、電話等での確認させていただく場合があります。
- ・単純な宣伝、営利目的の応募はご遠慮願います。
- ・広島支部広報紙やホームページ等により企業名やサービス内容を広報します。

【広島支部担当】

全国健康保険協会広島支部 保健グループ 担当：好川、村上
〒732-8512 広島市東区光町 1-10-19 日本生命光町ビル 2 階
電話 082-568-1032 F A X 082-568-1130

令和5年度 運動に関するサービス提供事業 実施要領

1. 目的

全国健康保険協会広島支部（以下、「広島支部」。）は加入者の健康増進の一環として運動習慣を身に付けることを推奨している。また、事業所への「ひろしま企業健康宣言事業所」の登録を推進しており、事業所及び加入者の健康増進を図っている。この事業を推進するに当たり、健康増進関連企業及び協力企業（以下、「協力事業者」という。）と連携し、運動にかかる健康増進サービスが利用しやすい環境を整え、広島支部加入者へのサービス充実を図ることを目的とする。

2. 委託業務の内容

- ①広島支部の被保険者及び被扶養者（以下、「加入者」。）に対し、利用者のニーズに応じたサービスを提供する。
なお、サービスの内容等は、「4. サービスの種類・内容、提供方法等」による。
- ②加入者の利用状況及び対応内容について、定期的に広島支部に報告する。

3. 委託期間

広島支部が事業を委託した日から原則当該年度の3月31日までとし、広島支部、協力事業者いずれからも更新しない旨の意思表示がない限り、年度ごとに自動更新する。

4. サービスの種類・内容、提供方法等

①加入者へ提供するサービス

入会金や利用料金の免除・割引等を適用する（応募の際に、具体的なサービス内容を提示いただきます）。

【サービスの提供方法】

広島支部加入者の健康保険被保険者証を確認する。

なお、広島支部以外（全国健康保険協会の他支部）の加入者であっても、広島県に居住することを確認のうえ、可能な限り①を提供する。

②ひろしま企業健康宣言事業所へ提供するサービス

①に加え、ひろしま企業健康宣言事業所の加入者へ、各種サービスを提供する。（応募の際に、具体的なサービス内容を提示いただきます）。

【サービスの提供方法】

ひろしま企業健康宣言事業所であるかの確認は、広島支部ホームページで行う。不明な場合は、広島支部へ問い合わせ確認を行うこととする。

<共通事項>

- ・ 加入者へ提供したサービスや問い合わせの内容について、定期的に広島支部に報告すること。
- ・ サービスの内容を変更する場合には、事前に広島支部へ協議すること。
- ・ 広島支部または他支部加入者からの問い合わせには真摯に応じること。
- ・ サービスに関する情報を、施設等で提示またはその他の方法で加入者にわかりやすい方法で案内すること。
- ・ 広島支部から加入者へサービスに関する広報を実施する際に、広報物・情報提供等が必要となる場合は、協力事業者が広島支部へ提供を行うこと。
- ・ 協力事業者がサービスについて広報を実施する場合は、事前に広島支部に広報方法を提示し、実施内容について確認・承認を得ること。
- ・ その他、サービス提供に関する疑義については、広島支部と協議すること。

5. 広島支部の役割

広島支部は加入者及びひろしま企業健康宣言事業所に対し、委託業務、各種サービス等について、下記の広報を行う。

ただし、加入者の利用状況、広島支部の活動方針、他に優先すべき事項がある場合には、上に掲げる広報を変更・廃止する場合がある。

なお、広報の変更・廃止等の場合は予め協力事業者と協議するが、最終的な判断は広島支部が行う。

- ・ 納入告知書に同封するチラシ
- ・ 広島支部ホームページへの掲載
- ・ 「ヘルスケア通信簿®」送付時に、チラシを同封
- ・ 健康保険委員研修時の広報
- ・ 事業所訪問時の広報（適宜）
- ・ 特定保健指導実施時の広報（適宜）

6. セキュリティ対策

個人情報保護及びセキュリティについては、万全を期すものとする。

- (1) 上記のほか、業務を効果的かつ円滑に行うために必要な措置や留意すべき事項について、協力事業者は具体的な提案を行うこと。
- (2) 入手した健康保険被保険者証の情報は、広島支部への報告以外に使用することは認めない。

7. 留意事項

- (1) 本事業内容に則って、「業務実施計画書」を作成すること。なお様式は任意とする。

なお、計画書には、サービスの内容・提供期間、責任者・担当者氏名および連絡先、セキュリティ対策等を具体的に記載すること。

- (2) 協会けんぽ並びに広島支部の事業を十分理解している企業であること。
- (3) 協力事業者は、協力するにあたり、必要書類を提出し承認を得ること。
- (4) 協力事業者は、業務内容を協力事業者自らが行うこととし、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (5) 業務の目的を達成するために、事業内容に明示されていない事項で必要な作業等が判明したとき又は業務の内容を変更する必要があるときは、広島支部に速やかに協議すること。
- (6) 業務については、広島支部と密接に連絡を取り合い実施すること。
- (7) 業務を行うにあたって不測の事象が発生した場合は、広島支部に至急連絡を行うこと。
- (8) 業務の実施及び広報物作成・運搬に要する費用は、全て協力事業者の負担とすること。

全国健康保険協会会計細則

(競争に参加させることができない者)

第 30 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる者

(競争に参加させないことができる者)

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者